令和７年度

水源林対策事業（県内助成）の手引き

令和７年４月

公 益 財 団 法 人 豊 川 水 源 基 金

目　　次

１　水源林対策事業の実施について（Ｐ１～12）

令和７年度水源林対策事業スケジュール表　・・・・・・・・・１

令和７年度水源林対策事業の実施について（留意事項）・・・　２～４

令和７年度水源林対策事業基準表　・・・・・・・・・・・・　５～７

令和７年度水源林対策事業県内助成標準単価表　・・・・・　８～11

令和７年度水源林対策事業（県内助成）事業計画　・・・・　12

２　事業計画書（作業路整備）の提出について（Ｐ13～21）

作業路新設設計図書作成上の留意事項　・・・・・・・・・・　13～18

作業路改良設計図書作成上の留意事項　・・・・・・・・・・　19～21

３　実績報告書等の記載について（Ｐ22～30）

４　提出書類一覧表（Ｐ31～33）

◎ 留意事項中の記載区分

・「〇〇頁」　⇒　公益財団法人豊川水源基金規程集　〇〇頁

・「Ｐ△△」　⇒　令和７年度水源林対策事業の手引き（本冊）　Ｐ△△

を表すので、それぞれ該当部分を参照してください。

令和７年度水源林対策事業スケジュール表

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
豊川水源基金	▽交付決定前着手承認通知 ▼事業計画書提出依頼	■事業説明会	■事前審査（担当者） ▲事業計画ヒアリング（電話等）▽	■事業審査会（審査員） ▽内定通知 ▽助成金交付決定通知			▼次年度事業見込書提出依頼			▽変更承認可否通知		■現地検査（森林整備） ▽助成金確定通知	▽助成金交付
要領	第8　第4			第5　第7			第3			第9		第16　第12	第14
事業実施市町村	▲交付決定前着手申請書提出	▲事業計画書提出		▲助成金交付申請書提出 **事業着手**			▲次年度事業見込書提出	○事業実績見込報告（一次）	○事業実績見込報告（二次）	▲変更承認申請書提出	▲事業完了困難等申出 **事業完了（２月末日）**	▲実績報告書（3／2） ▲助成金請求書提出	
要領	第8	第4		第6			第3			第9	第10	第11　第13	
主な現場作業イメージ	下刈り・間伐ほか（交付決定前着手）			事業実施期間			枝打ち						
				下刈り			除伐・間伐						

事業精算方式の移行に伴う留意事項

事業の実績精算方式への変更により、助成金原資（県・8市町村）の事業負担金請求手続も年度内に完了しなければならないため、各市町村の助成金額は3月中旬までに確定させる必要がある。

令和７年度水源林対策事業の実施について（留意事項）

Ⅰ 事業計画書について〔規程集：32～37 頁〕

１．助成対象事業の基準、実施基準に留意し、前年度に提出した「事業見込書」に基づき作成してください。（Ｐ5～7、12）

２．事業費の算出は、令和７年度水源林対策事業県内助成標準単価表の単価を使用してください。（Ｐ8～11）

３．森林整備事業について

（１） 間伐推進の事業費については、国及び県の補助を受ける場合に算出される事業費であり、査定係数を乗じて得た査定事業費ではありません。

（２） 複層林整備の受光伐において、新たに複層林整備する林分については、「樹下植栽計画書：35 頁」を添付してください。

４．作業路整備事業について

（１） 作業路整備事業には「作業路〇〇線に係る森林保育管理事業実施計画書（新設：36 頁」（Ｐ15）、又は「作業路〇〇線に係る森林保育管理事業実施計画書（改良）：37 頁」（Ｐ20）と設計図書を添付してください。

（２） （１）の実施計画書には、新設の場合は対象路線・団地の計画期間中の実施計画を、改良の場合は当該年度から翌々年度までの３年度間の実施計画を記入します。なお、複数年度で同一場所の保育をする場合は、次年度以降の事業量を（ ）書きで記入。

（３）設計図書の作成にあたっては、

「作業路新設設計図書作成上の留意事項」（Ｐ13～18）

「作業路改良設計図書作成上の留意事項」（Ｐ19～21）

による

５．事業費を算出できる内訳書（任意様式）を添付してください。

６．事業計画書の作成にあたっては、あらかじめ関係の県農林水産事務所林務関係課の指導を受けてください。

７．提出期限は**令和７年５月２３日（金）**です。期限を厳守してください。

Ⅱ 助成金交付申請書について〔規程集：40・41 頁〕

事業計画書を事業審査会（７月４日開催予定）に諮り、その結果により各市町村に当該事業の助成金額を内定し，「内定通知書：38・39 頁」を送付しますので、定められた期日までに「助成金交付申請書：40・41 頁」を提出してください。その後交付決定を経て事業着手してください。

Ⅲ 交付決定前着手申請書について〔規程集：43 頁〕

人工造林、獣害対策、下刈り、除伐、間伐の５事業について、交付決定前に事業着手をする場合は、「助成金交付決定前着手申請書：43 頁」の提出が必要となります。

Ⅳ 変更承認申請書について〔規程集：45・46 頁〕

１．次の事由により、実施計画を変更しようとする場合は、**１月上旬まで**に提出してください。

（１）森林整備事業又は作業路整備事業の交付決定されたそれぞれにおける助成金額に変更を生じる事業費の変更

（２）作業路整備事業における路線の追加又は廃止

（３）作業路新設事業にあっては事業量、作業路改良事業にあっては事業費のそれぞれ20%を超える変更

２．提出する場合には、次の事項に留意してください。

当初採択された「作業路整備事業の実施箇所別計画：34 頁」を利用して、変更前を黒字、変更後を赤字で２段書き（一部の路線を変更する場合でも全路線について記入）してください。

３．「水源林対策事業実施計画」の変更に係る審査事務処理方針（63 頁）に基づき、各担当事務所事業審査員による「変更審査表：64 頁」は、正本（審査員個人印を押印のもの）を併せ提出してください。

Ⅴ 実績報告書について〔規程集：48 頁～56 頁〕

１．事業ごとの工期は２月末日までに完了し（各市町村が実施する検査も含む）、実績報告書を**令和８年３月２日（月）**までに提出してください。

事業実施方法を変更していますので、期限を厳守してください。

２．「事業実績：49 頁（Ｐ23）」の実施計画欄は、「水源林対策事業計画書　１実施計画：32 頁（変更のあった場合は変更後の事業量、事業費等）」を記入してください。

３．「収支精算：50 頁」の予算額欄は、「水源林対策事業計画書　２収支予算：33 頁（変更のあった場合は変更後の額）」を記載してください。

４．「実施箇所別実績：51 頁以降」の間伐推進事業は、53 頁 キ 間伐推進（森林環境保全直接支援事業）の下段注意書きに記載する関係書類を必ず添付してください。

５．搬出間伐については、搬出材積量を確認できる精算書を添付してください。測量図の確認は、現地検査当日に実施しますので添付は不要です。

６．「事業検査書（Ｐ27）」は、市町村が実施した検査に基づき作成し、原本証明した検査書の写し（検査復命書を含む）を事業ごとに１部添付してください。

７．作業路整備事業について、委託実施した場合は「検査調書：56 頁（Ｐ28・29）」と委託契約書（写し）を添付してください。また、路線ごとに「出来高設計書」を「事業設計書：77～79 頁」を参考に作成、提出してください。

８．作業路新設事業の標柱設置は、「作業路標柱規格仕様書（Ｐ18）」により起点付近に設置して下さい。（所要経費は、事業費に計上することができる。）

９．完了写真については、次のことに留意して提出してください。

森林整備事業－完了写真は**各事業**（間伐を除く事業単位）**２箇所抽出**し、事業名・実施箇所別実績番号・実施者名を記載

・切捨間伐－「伐倒のみ」は**２箇所抽出**し、「伐倒・玉切」及び「伐倒・玉切・片付」は**すべての実施箇所**について、事業名・実施箇所別実績番号・実施者名を記載

・列状間伐－１箇所抽出し、**集材状況（車両系・架線系の別）、完了後の２種類**とし、事業名・実施箇所別実績番号・実施者名を記載

・定性間伐－すべての実施箇所について、**作業実施前（選木状況）、伐採状況（定性が確認できるもの）、集材状況（車両系・架線系の別）、完了後の４種類**とし、事業名・実施箇所別実績番号・実施者名を記載

作業路新設事業－**起点・中間点・終点**の**着手前・完了後**の写真
標柱の設置状況が分かる写真

作業路改良事業－**着手前・完了後**の写真**２枚以上**（拡幅等の場合は起点、中間点及び終点の着手前と完了後の写真）

Ⅵ 事業の現地検査について

県関係機関の指導と協力を得て、市町村が実施した検査結果をもとに市町村の書類及び現地検査を**令和８年３月３日（火）～３月１１日（水）までの間**に実施します。

（検査日程は、２月中旬に日程調整を行います。）

Ⅶ 助成金請求書について〔規程集：59 頁〕

実績報告書に基づき助成金の額を確定し通知しますので、助成金請求書を提出して下さい。請求書の「口座振込先名義人」に会計管理者の個人名が必要な場合もありますので、口座名義人の確認をお願いします。

Ⅷ そ の 他

１．実績精算方式への移行に伴う措置

第９期水源林対策事業計画期間から、これまでの助成金配分額の全額消化方式から事業実績に応じた実績精算方式に改正しました。これにより水源林地域４市町村の確定助成金総額を愛知県及び８市町村それぞれに定められた負担割合に応じ負担金額を請求することになります。この請求事務も令和８年３月末日までに完了する必要がありますので、実績報告書及び現地検査による書類補正等の提出期限を厳守してください。

また、事業実施状況及び助成金見込額をできるだけ早期に把握するため、事業実績見込報告（１１月、１２月）を別途依頼しますので、ご協力をお願いします。

２．各実施者への助成金支払通知について

水源林対策事業の上下流域相互協力の趣旨周知を図るため、各実施者への「助成金支払通知書」はＰ30 を参考に作成し、通知してください。

３．当該事業に対する市町村の助成（補助）に関する規程（要綱等）が変更又は追加された場合は、その都度１部提出してください。

令 和 7 年 度 水 源 林 対 策 事 業 基 準 表

No.1

事業名	事業種	事業細目	助成対象事業の基準	助成対象事業費	助 成 率	標準単価	実 施 基 準	備 考
森林整備事業	単層林整備	人工造林	人工造林面積が、0．01ha以上の規模で実施されるもの （交付決定前着手可）	面積×標準単価	10分の4以内 ただし、森林環境保全直接支援事業で実施されるものについては10分の2以内とする。	別表のとおり	① 苗 木 苗木は原則として品質系統が明らかで表示票が付され、かつ健全なもので、上長が普通苗のスギ、クヌギ、コナラは45cm上、ヒノキは35cm上、ケヤキは60cm上、マツ類は25cm上、コンテナ苗のスギ、ヒノキ、クヌギ、コナラは30cm上のものとする。 ② 植栽本数 1ha当たり 3,500本を標準とする。 ③ 枯 損 率 植栽本数に対して20％以下とする。	
		獣害対策	獣害対策面積が、0．01ha以上の規模で実施されるもの （交付決定前着手可）	面積×標準単価 延長×標準単価	10分の8以内	同 上	① 獣害対策はその効果が実証されたものを使用すること。 ② 野生鳥獣の良好な生育環境の整備・保全に配慮すること。	原則として、この基金以外の者が行う補助の対象となった事業は、助成の対象としない。
		下 刈 り	下刈り面積が0．01ha以上の規模で、2齢級以下の造林地において実施されるもの （交付決定前着手可）	面積×標準単価	10分の4以内	同 上	① 方 式 刈払いは、原則として全刈とするが、立地条件によっては、災害防止等を考慮して、坪刈、筋刈をすることができる。坪刈又は筋刈の刈幅は、造林木の枝張以上とする。 ② 刈 高 刈払いの高さは、30cm以下。 ③ 実施時期 刈払いは、7月から9月までに行う。	
		枝 打 ち	枝打ち面積が0．01ha以上の規模で、3～6齢級の造林地において実施されるもの	面積×標準単価	10分の4以内	同 上	成立本数の80%以上に対して実施されるもの。	
		除 伐	除伐面積が0．01ha以上の規模で、3齢級の造林地において実施されるもの （交付決定前着手可）	面積×標準単価	10分の4以内	同 上	① 内 容 不用木竹及び不良木等を伐倒する。 ② 伐倒本数 不用木竹の全部及び造林木の概ね10%以上を伐倒する。	
		間 伐	間伐面積が0．01ha以上の規模で、4齢級以上の造林地において実施されるもの ただし、スギ17齢級以上、ヒノキ19齢級以上の造林地にあっては、地域の標準的な施業における林分の密度を概ね5割上回る造林地又は立木の収量比数が概ね100分の95以上の造林地に限る。 （交付決定前着手可）	面積×標準単価	10分の4以内 ただし、県外においては国及び県が行う公共助成による助成率の範囲内とすることができる。	同 上	① 内 容 間伐対象木の選定、伐倒及び集積等を行う。 ② 伐倒本数 造林木の概ね20%以上を伐倒する。 ③ 間伐木の利用 利用できる限り搬出し、有効に利用するものとする。	
		間伐推進	森林環境保全直接支援事業で実施されるもの	国及び県の補助を受ける場合に算出される事業費	100分の22以内 ただし、助成対象事業費の90％以内になるようにするものとする。	県事業単価	① 国の森林環境保全整備事業実施要領に基づき補助対象となったものであること ② 造林補助事業を推進することにより、水源林としての涵養機能が向上するものであること	県内市町村においては、この基金から受ける当該事業助成金の総額が、当該市町村が受ける助成金合計の10%を超えないものとする。

事業名	事業種	事業細目	助成対象事業の基準	助成対象事業費	助　成　率	標準単価	実　施　基　準	備　考
森林整備事業	複層林整備	受光伐	複層林整備のため0．1ha以上の規模で行われる次の事業（新たに複層林整備する林分については、受光伐年度及びその翌年度に樹下植栽を行うものに限る。） ① 抜き伐り 3齢級以上 （伐倒率 概ね10～70%） ② 枝打ち 3齢級以上	面積×標準単価	10分の8以内 この基金以外の者が行う補助の対象となった事業については、10分の2以内において理事長が均衡に配慮して定める。 この場合、この基金以外の者の補助を含めて、実質90%以内になるようにするものとする。	別表のとおり	新たに複層林整備を導入する林分で、樹下植栽等を翌年度以降に行う場合はその実施が明らかであること。 ① 「単層林整備」の「間伐」に準ずる。 ただし、下層木の植栽、育成等が可能な照度が確保されるものであること。 ② 「単層林整備」の「枝打ち」に準ずる。 ただし、下層木の植栽、育成等が可能な照度が確保されるものであること。	
		樹下植栽	複層林の造成を目的として、上層木が3齢級以上の林分において、0．1ha以上の規模で樹下に行う苗木の植栽等	同　上	同　上	同　上	使用苗木の基準及び枯損率については、「単層林整備」の「人工造林」に準ずる。	
		保育	下層木が5齢級以下の林分で、0．1ha以上の規模で行われる「下刈り」及び「除伐」	同　上	同　上	同　上	「単層林整備」の「下刈り」及び「除伐」に準ずる。	
	天然林育成	改良	優良天然林の育成を目的として、0．1ha以上の規模で行われる不用・不良木の除去、樹下植栽等	同　上	同　上	同　上	不用・不良木の除去は、概ね伐倒率10～70%とする。 植え込み等は、天然稚幼樹の発生、育成を促す天然更新補助作業、稚幼樹が少ない場合の植栽等とする 使用苗木の基準及び枯損率については、「単層林整備」の「人工造林」に準ずる。	
		保育	優良天然林の育成を目的として、0．1ha以上の規模で行われる「下刈り」及び「除伐」	同　上	同　上	同　上	「単層林整備」の「下刈り」及び「除伐」に準ずる。	

事業名		助成対象事業の基準	助成対象事業費	助成率	標準単価	実施基準	備考
作業路整備事業	新設	1団地の森林面積が5ha以上の規模で、保育管理等(単層林整備の獣害対策、下刈り、枝打ち、除伐、若しくは間伐、複層林整備及び天然林育成)の実施予定対象面積が30%以上を占める団地において行われる森林整備作業路の新設	実行経費	10分の6以内	別表のとおり	① 位置 開設効果、保全との関連を考慮するとともに、森林施業上効果的な線形とし、地山の平均傾斜30°以下のところに計画する。 ② 幅員 2.0m、3.0m、4.0mの3種類を標準とする。ただし、4.0mを計画するものにあっては、木材搬出の計画がある場合に限るものとする。なお、地形、地質上、やむを得ない場合は、3.0m以上を計画するものにあっては、幅員の10%の範囲内で部分的に狭くすることができる。 ③ 曲線 曲線の最小半径は6.0mとし、必要に応じて拡巾するか、又はスイッチバック工法によることができる。 ④ 縦断勾配 制限勾配は14%(100m以内で18%)以下を標準とする。 ⑤ 路面 敷砂利は必要に応じて施工する。 ⑥ 排水施設 排水施設は、特別な場所を除き設けないものとする。ただし、路面維持を図るため、次のものについては、この限りではない。 ア 横断排水等 縦断勾配を勘案し、適宜設けるものとする。 イ 側溝 現地の地質等を勘案して、必要に応じて設けるものとする。その構造は原則として素掘とする。 ⑦ 待避所及び車廻し 地形を考慮し、必要に応じ設けなければならない。 ⑧ 構造物 低規格構造による。 ⑨ 切取、盛土の法面 地質及び切取又は盛土法高等を考慮して必要に応じ吹付け工を実施するものとする。 ⑩ その他 接続道路管理者との協議により必要とされた措置については、可能な範囲で実施するもの。	助成額の上限額は、別に定める。
	改良	保育管理等(単層林整備の獣害対策、下刈り、枝打ち、除伐、若しくは間伐、複層林整備及び天然林育成)を行うための、既設作業路の改良 ただし、事業費が10万円以上であるもので、保育管理等が当該事業年度から翌々年度までに0.01ha以上の規模で実施されるものに限る。	同上	同上	—	① 既設作業路の構造を部分的に改良することにより、通行を容易にするとともに、森林整備の推進を図るもの。 ② 規格構造 「新設」に準ずる。	原則として、新設時に水源基金の助成を受けたものに限る。

令和7年度水源林対策事業県内助成標準単価表

（単位：円/ha）

苗木		植栽樹種＼植栽本数	1,000～1,249本	1,250～1,749本	1,750～2,249本	2,250～2,749本	2,750本以上
苗木運搬含む（人肩）	普通苗	スギ・ヒノキ	375,000	562,000	750,000	938,000	1,125,000
		スギ・ヒノキ　（花粉症対策苗）	383,000	575,000	767,000	959,000	1,150,000
		マツ	375,000	562,000	750,000	938,000	1,125,000
		クヌギ・コナラ	360,000	540,000	720,000	900,000	1,081,000
		ケヤキ	372,000	558,000	745,000	931,000	1,117,000
	コンテナ苗	スギ・ヒノキ	436,000	656,000	874,000	1,092,000	1,310,000
		スギ・ヒノキ　（花粉症対策苗）	453,000	679,000	906,000	1,134,000	1,360,000
		クヌギ・コナラ	435,000	653,000	871,000	1,089,000	1,307,000
苗木運搬含む（フォワーダ国補あり）	普通苗	スギ・ヒノキ	358,000	537,000	717,000	896,000	1,075,000
		スギ・ヒノキ　（花粉症対策苗）	366,000	550,000	733,000	917,000	1,100,000
		マツ	358,000	537,000	717,000	896,000	1,075,000
		クヌギ・コナラ	343,000	515,000	686,000	859,000	1,031,000
		ケヤキ	355,000	533,000	711,000	889,000	1,067,000
	コンテナ苗	スギ・ヒノキ	419,000	629,000	840,000	1,050,000	1,260,000
		スギ・ヒノキ　（花粉症対策苗）	436,000	654,000	872,000	1,091,000	1,310,000
		クヌギ・コナラ	418,000	628,000	838,000	1,048,000	1,257,000
苗木運搬含む（フォワーダ国補なし）	普通苗	スギ・ヒノキ	358,000	537,000	717,000	896,000	1,077,000
		スギ・ヒノキ　（花粉症対策苗）	366,000	550,000	733,000	917,000	1,102,000
		マツ	358,000	537,000	717,000	896,000	1,077,000
		クヌギ・コナラ	343,000	515,000	688,000	859,000	1,031,000
		ケヤキ	355,000	533,000	711,000	889,000	1,067,000
	コンテナ苗	スギ・ヒノキ	419,000	631,000	840,000	1,050,000	1,262,000
		スギ・ヒノキ　（花粉症対策苗）	436,000	654,000	874,000	1,092,000	1,310,000
		クヌギ・コナラ	418,000	628,000	838,000	1,048,000	1,257,000
苗木運搬含まない	普通苗	スギ・ヒノキ	355,000	533,000	711,000	889,000	1,067,000
		スギ・ヒノキ　（花粉症対策苗）	364,000	546,000	728,000	910,000	1,092,000
		マツ	355,000	533,000	711,000	889,000	1,067,000
		クヌギ・コナラ	340,000	511,000	681,000	852,000	1,023,000
		ケヤキ	353,000	529,000	706,000	882,000	1,059,000
	コンテナ苗	スギ・ヒノキ	417,000	625,000	835,000	1,043,000	1,252,000
		スギ・ヒノキ　（花粉症対策苗）	433,000	650,000	867,000	1,085,000	1,302,000
		クヌギ・コナラ	415,000	624,000	832,000	1,041,000	1,249,000

（単位：円/ha）

種別	人力地拵え		機械地拵え(グラップル使用)	
	片付けのみ	刈り払い機チェーンソー	国補あり	国補なし
地拵え	176,000	564,000	330,000	414,000

注　1：地拵え単価の適用条件は、令和6年度愛知県造林事業標準単価表記載のとおりとする。
　　2：使用する林業機械が国費による購入等の補助を受けたものである場合には、「国補あり」を適用する。

単層林整備

獣害対策	処理本数 / 処理方法	1000～1249本	1250～1749本	1750～2249本	2250～2749本	2750～3249本	3250本以上
	忌避剤散布	38,000	58,000	77,000	98,000	118,000	137,000

（単位：円/ha）

獣害対策		獣害防止柵
	鳥獣害防止柵設置	271,000

（単位：円/100m）

注：獣害対策の設置規格等は、令和6年度愛知県造林事業標準単価表別紙の設置規格、施工規格に準ずること。

獣害対策		設置本数 1000～1499本	設置本数 1500～2000本
	食害防護資材設置	1,408,000	2,112,000

（単位：円/ha）

注：食害防護資材は「H＝1.7m以上」のこと。

下刈り	284,000

（単位：円/ha）

枝打ち	枝打ち本数 / 枝打ち高	750～1249本	1250～1749本	1750～2249本	2250～2749本	2750本以上
	1～2m	161,000	241,000	323,000	404,000	485,000
	2～3m	191,000	289,000	385,000	480,000	578,000
	3～4m	215,000	323,000	430,000	539,000	647,000

（単位：円/ha）

除伐		
	伐倒率30%未満	214,000
	伐倒率30%以上	322,000

（単位：円/ha）

単層林整備

間伐	作業種 / 間伐率	伐倒のみ	伐倒・玉切	伐倒・玉切・片付
切捨間伐	間伐率30%未満	122,000	172,000	221,000
	間伐率30%以上	183,000	258,000	332,000

（単位：円/ha）

注　1：伐倒は、伐採木の幹が地面に着くまでの枝払いをする工程を含む。
　　2：片付は、玉切した丸太を水平方向に並べ、転落、流出しないように集積又は固定し整理する工程に適用する。

（単位：円/ha）

伐採	区分				搬出材積（㎥／ha） 10㎥以上20㎥未満	20㎥以上30㎥未満	30㎥以上40㎥未満	40㎥以上50㎥未満	50㎥以上60㎥未満	60㎥以上70㎥未満	70㎥以上80㎥未満	80㎥以上
定性	車両系 0.45㎥	国補あり	30%未満		269,000	366,000	464,000	561,000	658,000	756,000	853,000	950,000
			30%以上		350,000	447,000	544,000	642,000	739,000	836,000	934,000	1,031,000
		国補なし	30%未満		284,000	393,000	501,000	610,000	717,000	825,000	934,000	1,042,000
			30%以上		365,000	473,000	582,000	690,000	797,000	906,000	1,014,000	1,123,000
	車両系 0.28㎥	国補あり	30%未満		278,000	380,000	483,000	586,000	689,000	792,000	895,000	998,000
			30%以上		358,000	461,000	564,000	667,000	770,000	872,000	975,000	1,078,000
		国補なし	30%未満		294,000	408,000	522,000	636,000	750,000	864,000	978,000	1,092,000
			30%以上		375,000	489,000	603,000	717,000	831,000	945,000	1,059,000	1,173,000
	架線系 0.45㎥	国補あり	30%未満		308,000	433,000	557,000	682,000	806,000	929,000	1,055,000	1,178,000
			30%以上		389,000	514,000	638,000	763,000	886,000	1,010,000	1,135,000	1,259,000
		国補なし	30%未満		330,000	468,000	607,000	745,000	884,000	1,023,000	1,160,000	1,299,000
			30%以上		411,000	549,000	688,000	825,000	964,000	1,103,000	1,241,000	1,380,000
	架線系 0.28㎥	国補あり	30%未満		318,000	447,000	576,000	707,000	836,000	966,000	1,095,000	1,225,000
			30%以上		398,000	528,000	657,000	788,000	917,000	1,046,000	1,175,000	1,306,000
		国補なし	30%未満		339,000	483,000	628,000	772,000	917,000	1,061,000	1,205,000	1,349,000
			30%以上		419,000	564,000	708,000	853,000	998,000	1,142,000	1,285,000	1,430,000

（単位：円/ha）

区分					搬出材積（㎥／ha）							
					10㎥以上20㎥未満	20㎥以上30㎥未満	30㎥以上40㎥未満	40㎥以上50㎥未満	50㎥以上60㎥未満	60㎥以上70㎥未満	70㎥以上80㎥未満	80㎥以上
単層林整備 間伐	列状（選木なし）	車両系 0.45㎥	国補あり	30%未満	214,000	296,000	379,000	461,000	543,000	625,000	707,000	790,000
				30%以上	275,000	357,000	440,000	522,000	604,000	686,000	768,000	852,000
			国補なし	30%未満	229,000	321,000	412,000	505,000	596,000	689,000	781,000	872,000
				30%以上	290,000	382,000	473,000	567,000	657,000	750,000	842,000	934,000
		車両系 0.28㎥	国補あり	30%未満	222,000	309,000	398,000	486,000	574,000	661,000	749,000	836,000
				30%以上	283,000	371,000	460,000	547,000	635,000	722,000	810,000	897,000
			国補なし	30%未満	237,000	336,000	433,000	532,000	629,000	728,000	825,000	924,000
				30%以上	298,000	397,000	494,000	593,000	690,000	789,000	886,000	985,000
		架線系 0.45㎥	国補あり	30%未満	246,000	350,000	454,000	557,000	661,000	765,000	868,000	973,000
				30%以上	307,000	411,000	515,000	618,000	722,000	827,000	929,000	1,034,000
			国補なし	30%未満	265,000	382,000	497,000	614,000	731,000	846,000	963,000	1,078,000
				30%以上	326,000	443,000	558,000	675,000	792,000	907,000	1,024,000	1,139,000
		架線系 0.28㎥	国補あり	30%未満	254,000	364,000	473,000	582,000	692,000	802,000	910,000	1,020,000
				30%以上	315,000	425,000	535,000	643,000	753,000	863,000	971,000	1,081,000
			国補なし	30%未満	273,000	396,000	518,000	640,000	763,000	885,000	1,007,000	1,130,000
				30%以上	334,000	457,000	579,000	701,000	824,000	946,000	1,068,000	1,191,000
	列状（選木あり）	車両系 0.45㎥	国補あり	30%未満	227,000	311,000	393,000	475,000	557,000	639,000	721,000	804,000
				30%以上	297,000	380,000	462,000	544,000	626,000	708,000	790,000	874,000
			国補なし	30%未満	243,000	334,000	426,000	519,000	611,000	703,000	795,000	886,000
				30%以上	312,000	404,000	496,000	589,000	681,000	772,000	864,000	956,000
		車両系 0.28㎥	国補あり	30%未満	236,000	325,000	412,000	500,000	587,000	675,000	763,000	852,000
				30%以上	305,000	394,000	482,000	569,000	657,000	745,000	832,000	921,000
			国補なし	30%未満	251,000	350,000	448,000	546,000	643,000	742,000	839,000	938,000
				30%以上	321,000	419,000	518,000	615,000	713,000	811,000	909,000	1,007,000
		架線系 0.45㎥	国補あり	30%未満	261,000	364,000	468,000	571,000	676,000	779,000	884,000	986,000
				30%以上	330,000	433,000	537,000	640,000	746,000	849,000	953,000	1,056,000
			国補なし	30%未満	279,000	396,000	511,000	628,000	745,000	860,000	977,000	1,093,000
				30%以上	348,000	465,000	581,000	697,000	814,000	929,000	1,046,000	1,163,000
		架線系 0.28㎥	国補あり	30%未満	269,000	378,000	487,000	596,000	706,000	815,000	924,000	1,034,000
				30%以上	339,000	447,000	557,000	665,000	775,000	885,000	993,000	1,103,000
			国補なし	30%未満	289,000	411,000	533,000	654,000	778,000	899,000	1,021,000	1,143,000
				30%以上	358,000	480,000	603,000	724,000	847,000	968,000	1,091,000	1,213,000

注　1：架線系の単価適用は、主索を用いて行う架線系集材（主索を用いずに複数の作業索を用いて行う簡易架線集材を含む）に適用する。
2：車両系の単価適用は、注1以外の集材に適用する。
3：区分の（0.28㎥）、（0.45㎥）は、プロセッサのベースマシンの規格である。
4：使用する林業機械が国費による購入等の補助を受けたものである場合には、「国補あり」を適用する。

複層林整備

抜き伐り	抜き伐り本数 250～749本	抜き伐り本数 750本以上
	252,000	507,000

（単位：円/ha）

枝打ち	枝打ち本数 / 枝打ち高	250～749本	750本以上
	1～2m	80,000	161,000
	2～3m	95,000	191,000
	3～4m	107,000	215,000

（単位：円/ha）

樹下植栽	植栽本数 / 植栽樹種	250～749本	750～1249本	1250～1749本	1750本以上
	スギ・ヒノキ	187,000	375,000	562,000	750,000
	スギ・ヒノキ（花粉症対策苗）	191,000	383,000	575,000	767,000
	クヌギ・コナラ	179,000	360,000	540,000	720,000

（単位：円/ha）

下刈り	284,000

（単位：円/ha）

除伐	伐倒率30%未満	214,000
	伐倒率30%以上	322,000

（単位：円/ha）

天然林育成

改良	植栽本数 250～749本	植栽本数 750～1249本	植栽本数 1250～1749本	植栽本数 1750本以上
	501,000	682,000	862,000	1,042,000

（単位：円/ha）

※不用木の除去・不良木の淘汰を含む

下刈り	284,000

（単位：円/ha）

除伐	伐倒率30%未満	214,000
	伐倒率30%以上	322,000

（単位：円/ha）

作業路新設（助成上限額）	5,800

（単位：円/m）

注 ：助成対象事業費は実行経費とし、基金助成額は当該事業費に助成率を乗じて算定するが、新設延長1m当たりの基金助成額の上限は上記のとおりとする。

令和7年度水源林対策事業（県内助成）事業計画

事業名			設楽町			東栄町			豊根村			新城市			合計		
			事業量(ha)	事業費(円)	助成額(円)	事業量(ha)	事業費(円)	助成額(円)	事業量(ha)	事業費(円)	助成額(円)	事業量(ha)	事業費(円)	助成額(円)	事業量(ha)	事業費(円)	助成額(円)
森林整備	単層林整備	人工造林	–	–	–	0.50	735,000	278,000	–	–	–	–	–	–	0.50	735,000	278,000
		獣害対策 忌避剤等	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
		獣害対策 防止柵(m)	–	–	–	120.0	325,200	236,000	–	–	–	–	–	–	120.0	325,200	236,000
		下刈り	1.00	284,000	113,000	2.00	568,000	208,000	13.74	3,902,160	1,560,000	2.00	568,000	227,000	18.74	5,322,160	2,108,000
		枝打ち	–	–	–	–	–	–	–	–	–	4.00	3,412,000	1,364,000	4.00	3,412,000	1,364,000
		除伐	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
		間伐	46.00	28,563,000	10,975,000	40.00	14,550,000	5,358,000	41.86	14,892,880	5,955,000	45.00	28,892,500	11,557,000	172.86	86,898,380	33,845,000
		間伐推進	–	–	–	6.00	3,080,000	670,000	25.00	22,712,500	835,000	11.00	11,296,130	2,345,000	42.00	37,088,630	3,850,000
	複層林整備	受光伐 抜き伐り	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
		受光伐 枝打ち	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
		樹下植栽	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
		保育 下刈り	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
		保育 除伐	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	天然林育成	改良	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
		保育 下刈り	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
		保育 除伐	2.80	901,600	362,000	–	–	–	–	–	–	30.89	9,946,580	7,957,000	33.69	10,848,180	8,319,000
	小計			29,748,600	11,450,000		19,258,200	6,750,000		41,507,540	8,350,000		54,115,210	23,450,000		144,629,550	50,000,000
作業路整備	新設				路線			路線			路線			路線			路線
		延長(m)	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	改良				路線			路線			路線			路線			0路線
		箇所	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	小計			–	–		–	–		–	–		–	–		–	–
合計				29,748,600	11,450,000		19,258,200	6,750,000		41,507,540	8,350,000		54,115,210	23,450,000		144,629,550	50,000,000

作業路新設設計図書作成上の留意事項

１．設計書の作成は　規程集：77～79 頁の様式（注：一部改正あり）により作成する。

２．位置図は１／10,000 程度の地図に実施場所・路線名・延長を記入する。

３．計画図は、等高線・地番の入っているものを用いて作成する。（Ｐ15）
（縮尺：概ね１/5,000）

（１）計画図の余白には次のとおり表示する。

路線名	実施場所	団地面積 A	保育管理 面　積 B	B/A	延長	単価	事業費	施工予定
		ha	ha	%	m	円	円	令和　年　月 ～　年　月

（２）団地計画の外周を**黄太線**で囲む。

（３）保育管理対象地は、計画期間中の計画を事業別に色分けし、それぞれの事業内容を記入する。
単層林整備　…青色　　複層林整備　…桃色　　天然林育成　…黄色

（４）「作業路○○線に係る森林保育管理事業実施計画書」：36 頁に記載した「地図表示番号」及び施業区域をそれぞれ上記（３）の事業内容区域に図示・記入する。（Ｐ15）

（５）作業路は次により図示し、年度別延長も記入する。
① 令和６年度以前に実施した既設作業路は、**黒太線**をひく。
② 令和７年度実施計画部分は、**測点は○（№　）、起点及び終点は◎印**で記入し、**測点間に赤線**をひく。
③ 令和８年度以降において計画がある場合は、**測点は○（№　）、起点及び終点は◎印**で記入し、**測点間に赤点線**をひく。

（６）接続道（路）の路線名を記入する。
（例）・国道 ― 国　○○線
・県道 ― 県　○○線
・市町村道―市（町村）　○○線
} 付記し、**茶線**をひく。
・林道 ― 林　○○線
・作業道 ― 作　○○線
} 付記し、**緑線**をひく。

４．線形図には、測点及び構造物の位置を図示し、測量計算表を貼付し、断面図と合わせて提出する。（Ｐ17）

５.作業路標柱の規格は仕様書（Ｐ18）のとおりとする。

６．提出部数

事業計画書添付用　・・・・・・・・　１部
事前審査会用　・・・・・・・・・・　８部
事業審査会用　・・・・・・・・・・　別途指示する部数
（提出日及び提出部数は、後日連絡する。）

７．実施計画の変更承認申請書の添付について

当初採択された計画図（別添の記載例参照）に変更前を黒字、変更後を赤字に２段書きし、位置図、線形図を添付する。

様式第2の別添(2)

作業路　　線に係る森林保育管理事業実施計画書

第　　号
年　月　日

公益財団法人豊川水源基金理事長　様

市　町　村　長　名

作業路　　線新設に関連して、関係森林の保育管理を次のとおり実施します。

1　作業路整備計画

年　　度	令和　年度	令和　年度	令和　年度	令和　年度	令和　年度	計
整備延長	m	m	m	m	m	m

2　森林保育管理事業実施計画

実施(予定)年度	保育事業名	事　業　量	地図表示番号
令和　年度		ha	
令和　年度		ha	
令和　年度		ha	
令和　年度		ha	
令和　年度		ha	
計		ha	

作業路新設計画図記載参考例

計画図（等高線・地番の入っているもの。）に記載する。

- 団地境界線 ― 黄太線で周囲を囲む。
- 保育管理対象地 ― 事業別に単層林整備・複層林整備・天然林育成の色分け別をし、それぞれの事業内容を表示する。
  - 単層林整備（青色）
    - 人工造林
    - 獣害対策
    - 下刈り
    - 枝打ち
    - 除伐
    - 間伐
  - 複層林整備（桃色）
    - 受光伐
    - 樹下植栽
    - 保育
  - 天然林育成（黄色）
    - 改良
    - 保育
- 作業路新設事業（年度別延長を記入すること。）
  - 既設 ―― 黒太線をひく
  - 当該年度
    - 測点 ―― ○ （No. ）
      - 起点 ◉
      - 終点 ◉
    - 測点間 ―― 赤線をひく
  - 次年度以降 ―― 赤点線をひく
- 既設道（路）（路線名を記入すること。）
  - 国道 ― ㊀、県道 ― ㊀、市町村道― ㊀㊀㊀、 ― 茶線をひく
  - 林道 ― ㊀、作業道 ― ㊀ ― 緑線をひく

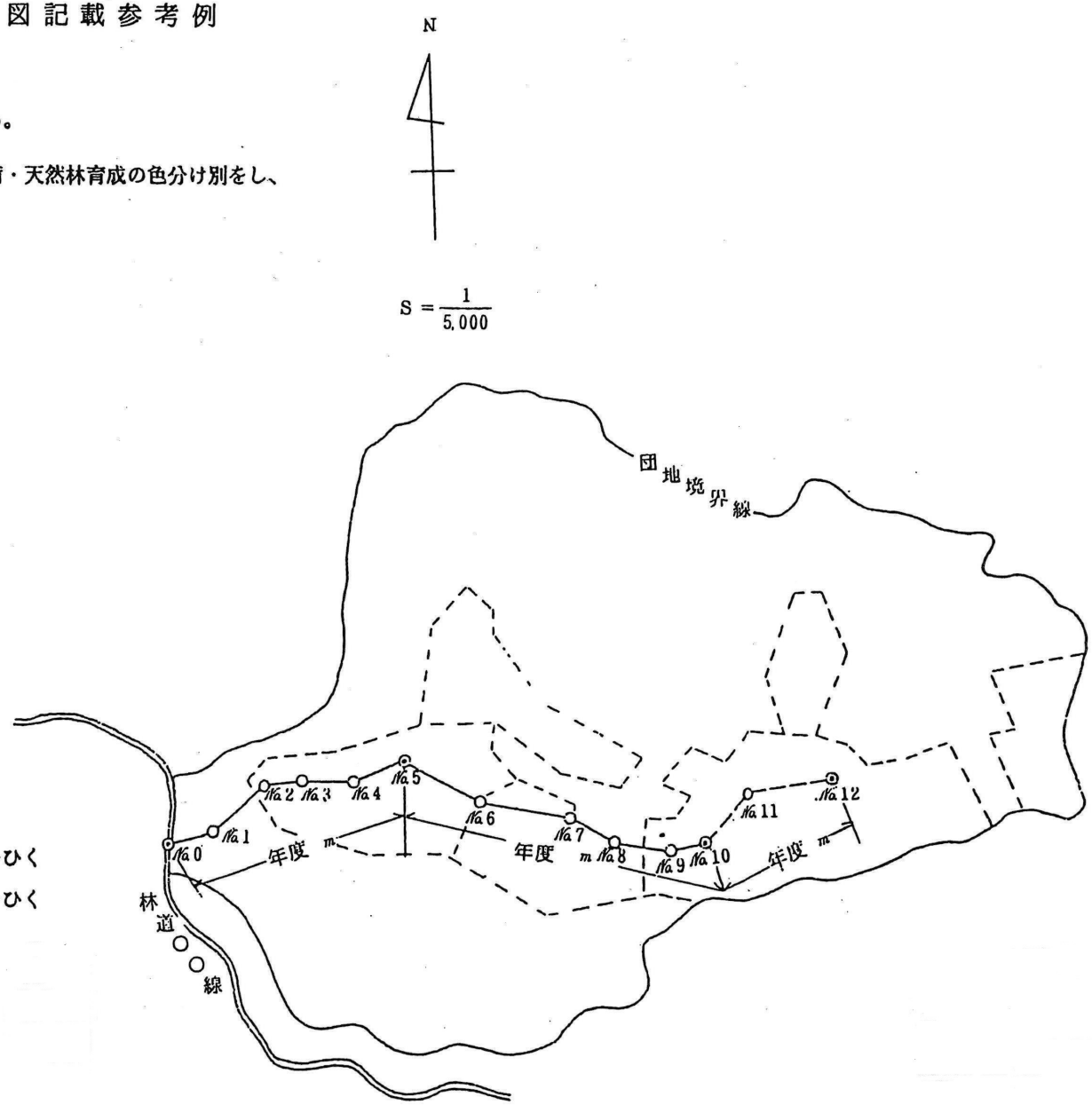

作業路新設線形図記載参考例

測点	方位	距離	勾配

S=1/1000程度

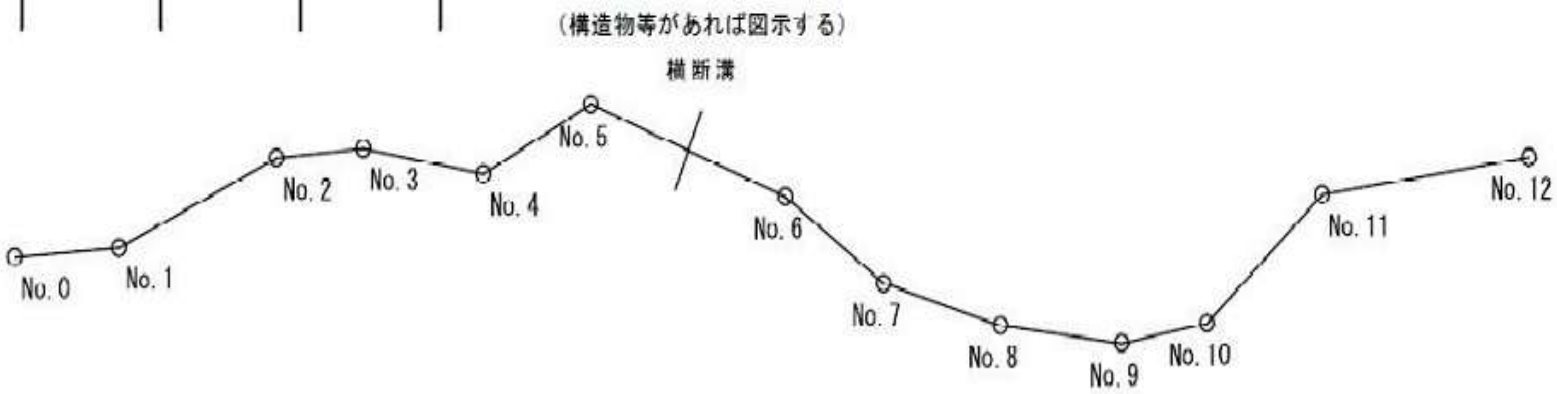

測点の断面図を添付すること

作 業 路 標 柱 規 格 仕 様 書

（規　　格）
10.5cm（3.5角）

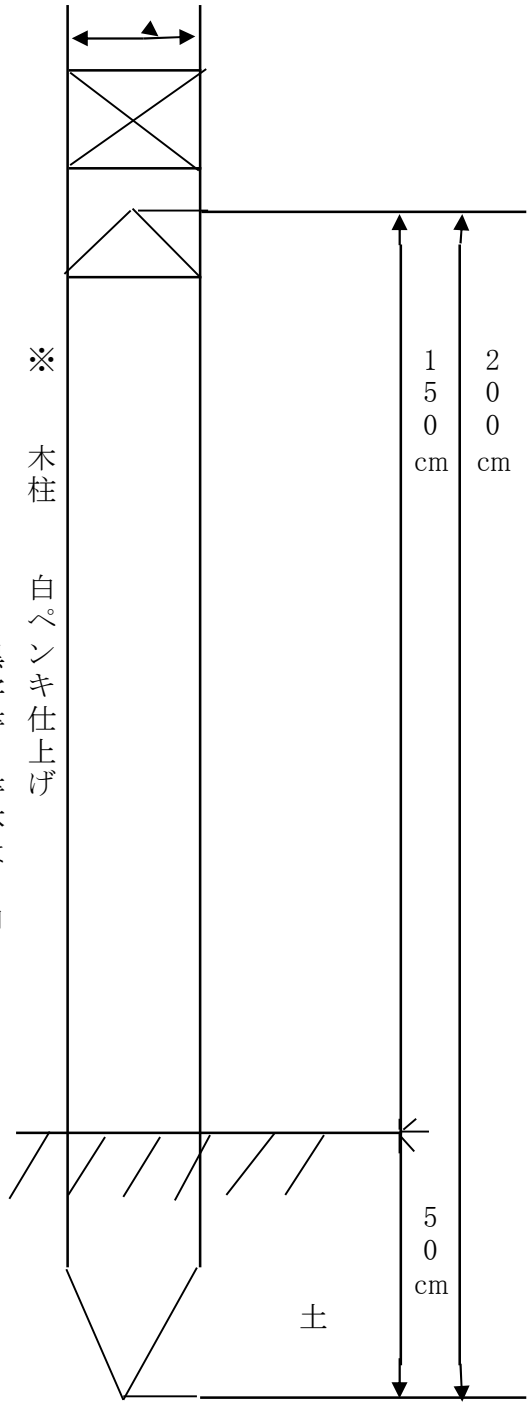

（設置場所）　起点付近(山側へ選択)

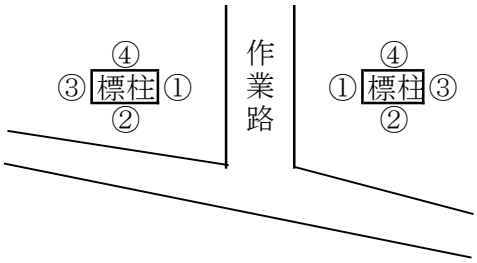

（文　字）

①令和7年度　（公財）豊川水源基金助成事業

（請負の事業名でなく「水源基金助成事業」とする。）

②作業路　○○線

③施行主体　○○○

④幅員　○○m　延長　○○○m

作業路改良設計図書作成上の留意事項

１．設計書の作成は　規程集：77～79 頁の様式（注：一部改正あり）により作成する。

２．位置図は１／10,000 程度の地図に実施場所・路線名・改良箇所数又は延長を記入する。

３．計画図は、等高線・地番の入っているものを用いて作成する。（Ｐ21）
（縮尺：概ね１/5,000）

（１）計画図の余白には次のとおり表示する。

路線名	実施場所	保育管理面積	改　良 箇所数	事業費	施工予定
		ha	ヶ所	円	令和　年　月 ～　年　月

（２）保育管理対象地は、当該年度から翌々年度まで（３年度間）の計画を事業別に色分けし、それぞれの事業内容を記入する。
単層林整備　…青色　　複層林整備　…桃色　　天然林育成　…黄色

（３）「作業路○○線に係る森林保育管理事業実施計画書」：37 頁に記載した「地図表示番号」及び施業区域をそれぞれ上記（２）の事業内容区域に図示・記入する。（Ｐ20）

（４）接続道（路）の記入については作業路新設に準ずる。

（５）「計画図」には次の改良計画を添付する。
①　改良が必要となった理由書及び現地の写真
②　災害復旧等－標準断面図（改良前・改良後）
構造物定規図（改良後）
③　拡幅等－標準断面図（改良前・改良後）

４．提出部数
作業路新設に準ずる

５．実施計画の変更承認申請書の添付について
当初採択された計画図（別添の記載例参照）に変更前を黒字、変更後を赤字に２段書きし、位置図、改良計画を添付する。

様式第2の別添(3)

作業路　　線に係る森林保育管理事業実施計画書

第　　号
年　月　日

公益財団法人豊川水源基金理事長　殿

市　町　村　長　名

作業路　　線改良に関連して、関係森林の保育管理を次のとおり実施します。

1　作業路整備計画

年　　度	令和　年度	令和　年度	令和　年度	令和　年度	令和　年度	計
整備箇所数	ヶ所	ヶ所	ヶ所			

2　森林保育管理事業実施計画

実施予定年度	保育事業名	事　業　量	地図表示番号
令和　年度		ha	
令和　年度		ha	
令和　年度		ha	
計		ha	

作業路改良計画図記載参考例

計画図（等高線・地番の入っているもの。）に記載する。

- 保育管理対象地 ― 事業別に単層林整備・複層林整備・天然林育成の色分け別をし、それぞれの事業内容を表示する。
  - 単層林整備（青色）
    - 人工造林
    - 獣害対策
    - 下刈り
    - 枝打ち
    - 除伐
    - 間伐
  - 複層林整備（桃色）
    - 受光伐
    - 樹下植栽
    - 保育
  - 天然林育成（黄色）
    - 改良
    - 保育
- 作業路改良事業
  - 改良完了箇所 ▲黒 （№）
  - 当該年度
    - 改良箇所 ― ▲赤 （№）
  - 次年度以降
    - 改良箇所 ― △赤 （№）
- 既設道（路）（路線名を記入すること。）
  - 国道 ― ㊀、県道 ― ㊁、市町村道― ㊂㊃㊄、 ― 茶線をひく
  - 林道 ― ㊅、作業道 ― ㊆ ― 緑線をひく

N

S = 1/5,000

年度設計図		
路線名		
延長	m	
当該年度改良内容（箇所数）		
改良箇所№	工種	改良年度
№		
№		
№		
№		
№		

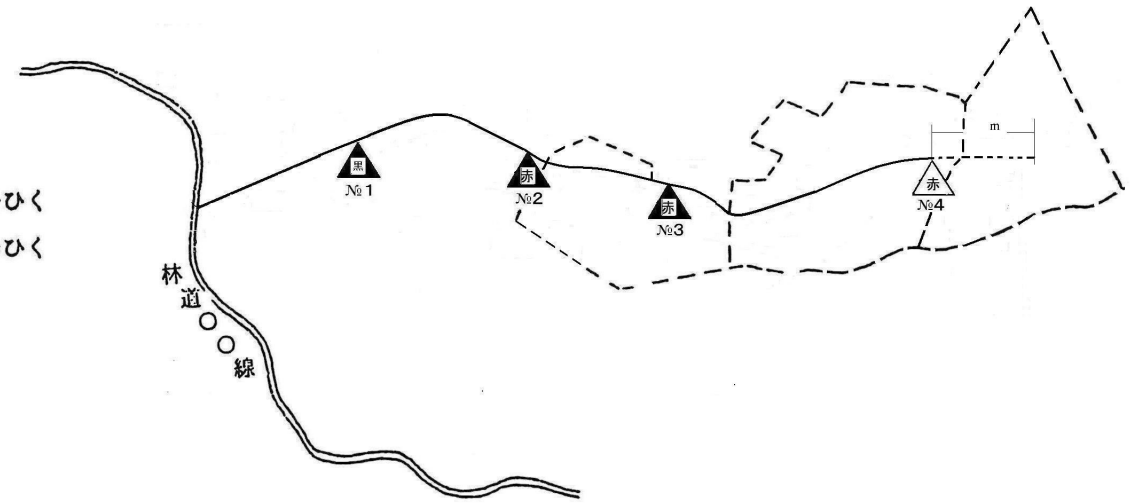

様式第１０

○○年度水源林対策事業実績報告書

第　　号
年　　月　　日

＊提出日
原則として間伐推進事業に係る「補助金額確定通知日」以降の日付とする。
ただし、実績報告書提出期限までに補助金額が確定していない場合は事前に連絡・相談すること。

公益財団法人豊川水源基金理事長　様

市　町　村　長　名

○○年○○月○○日付け７豊川基第○○－○号で交付決定のあった事業を下記のとおり実施したので報告します。

記

１　事　業　実　績　　別紙１のとおり

２　収　支　精　算　　別紙２のとおり

３　実施箇所別実績　　別紙３のとおり

記入方法

別　紙　1

事　業　実　績

事業名	事業種	事業細目	実施計画 事業量	実施計画 事業費	実施計画 助成金	実績 事業量	実績 事業費	実績 助成金	差引増減 事業量	差引増減 事業費	差引増減 助成金
森林整備	単層林整備	人工造林	ha	円	円	ha	円	円	ha	円	円
		獣害対策	ha			ha			ha		
			m			m			m		
		下刈り	ha			ha			ha		
		枝打ち	ha			ha			ha		
		除伐	ha			ha			ha		
		間伐				ha			ha		
		間伐推進							ha		
	複層林整備	受光伐 抜き伐り							ha		
		受光伐 枝打ち							ha		
		樹下植栽							ha		
		保育 下刈り							ha		
		保育 除伐							ha		
	天然林育成	改良							ha		
		保育 下刈り							ha		
		保育 除伐	ha						ha		
作業路整備	新設		m			m			m		
	改良		箇所			箇所			箇所		
	小計										
合計											

「実施計画」欄

事業計画書（様式第２）２ 収支予算から記入

＊変更承認申請をした場合は規程集４６頁の変更計画欄の事業量、事業費等を記入する。

「実　績」欄

別紙３ 実施箇所別実績の各事業細目から小計欄を記入

「助成金」額

事業細目ごとの事業費に各事業の助成率を乗じて、千円未満の端数切捨。

記 入 方 法

別　紙　３

実　施　箇　所　別　実　績

（１）単　層　林　整　備

ア　人　工　造　林

基金　標準単価表より

番号	実施者	実施場所	所有別	樹種	苗木本数	面　積	単　価	事業費	ha当たり苗木本数	摘　　要
					本	ha	円	円	本	
①				（普）ヒノキ（花粉対応）	2,100	0.70	1,714,000	1,199,800	3,000	運搬：含む 地拵：刈払機
②				（コ）コナラ	2,500	1.00	1,041,000	1,041,000	2,500	運搬：含まない 地拵：なし
小　計						1.70		2,420,800		

※　事業費　＝　基金標準単価　×　面積

小計欄の面積、事業費を 別紙１「実績」欄へ転記すること。

※記入上の注意

１.苗木種類の別を「樹種」欄に記入すること。

普通苗・・・「(普)」、　コンテナ苗・・・「(コ)」

２.苗木運搬の有無を「摘要」の運搬欄に記入すること。

運搬を含む・・・「含む」、　運搬を含まない・・・「含まない」

３.地拵えの有無・種別を「摘要」の地拵欄に記入すること。

人力地拵え（片付けのみ）・・・「片付け」、　人力地拵え（刈り払い機）・・・「刈払機」

機械地拵え（グラップル）・・・「グラップル（国補あり・国補なしの別)」、　地拵えなし・・・「なし」

記 入 方 法

エ 枝　打　ち

基金　標準単価表より

番号	実施者	実施場所	所有別	林齢	樹種	本数 成立	本数 枝打ち	枝打ち高	面　積	ha当たり枝打ち本数	単　価	事業費	摘　要
						本	本	m	ha	本	円	円	
①					スギ	800	800	4.0	0.50	1,600	612,000	306,000	枝打幅：２ｍ
②					ヒノキ	900	900	4.0	0.45	2,000	430,000	193,500	枝打幅：１ｍ
小　計									0.95			499,500	

※記入上の注意

１．枝打ち幅を「摘要」の枝打幅欄へ記入すること。

２．枝打ち幅により該当する単価を合計した金額を「単価」欄に記入すること。

※ 事業費 ＝ 基金標準単価 × 面積

小計欄の面積、事業費を 別紙１「実績」欄へ転記すること。

記 入 方 法

カ　間　　伐（搬出）

精算書から転記

基金　標準単価表より

番号	実施者	実施場所	所有別	林齢	樹種	本数 成立	本数 伐倒	搬出方法 作業システム	搬出方法 搬出積材	平均材積（㎥/ha）	面積	単価	事業費	間伐率	玉切有無	摘要
						本	本		㎥	㎥	ha	円	円	%		
①					ヒノキ	860	270	車両系（0.45㎥・国補あり）	93.186	172	0.54	1,031,000	556,740	31	有	種別：定性
②					ス　ギ	890	280	架線系（0.28㎥・国補なし）	282.934	138	2.04	1,213,000	2,474,520	31	有	種別：列状（選木なし）
小　計											2.58		3,031,260			

※　事業費　＝　基金標準単価　×　面積

小計欄の面積、事業費を 別紙１「実績」欄へ転記すること。

※記入上の注意

１．平均材積、間伐率は小数点以下を切り捨てて記入すること。

２．面積は小数点第３位以下を切り捨てて記入すること。

３．搬出作業に応じた、「車両系・架線系」「機械規格」「機械購入等における国庫補助等の有無」を記入すること。

４．間伐の種別等を「摘要」欄へ記入すること。

種別：「定性」、「列状（選木なし）」、「列状（選木あり）」の別

注：森林整備事業共通事項

１．所有別の欄は、「市町村有」、「財産区有」、「私有」の別を記入すること。

２．森林整備事業完了後の写真添付は、説明会資料「水源林対策事業に実施について（留意事項）：Ｐ３」によること。

年　月　日

市 町 村 長　様

検査員
職氏名　市町村職員　　氏　　名　　㊞

事 業 検 査 書

1．助成事業及び実施者名　　○○年度水源林対策事業
森林整備事業・作業路整備事業（事業毎に作成）
森林整備事業例：人工造林○件始め全○○件
作業路整備事業例：○○町、○○森林組合

2．助成金交付決定年月日　　年　月　日（基金交付決定年月日）

3．助成対象事業費　　円

4．助成金額　　円

5．事業完了年月日　　年　月　日

6．検査年月日　　年　月　日

7．事業実績　　別紙のとおり

8．検査結果

原本と相違ないことを証明する。

年　月　日

市 町 村 長 名　　印

（新　設－参　考　）

○○年度作業路整備事業検査調書

事業区分	新　　設
路線名	○　○　○　○　線
施行場所	○　○　町　○　○　地内
延長	255．5　m
契約年月日	○　年　8　月　20　日
変更契約年月日	○　年　10　月　10　日
契約者住所氏名	愛知県北設楽郡設楽町田口字○○○○番地 矢豊建設株式会社
原契約金額	1，648，000円
変更契約金額	1，680，150円
工期	着手：　○年8月20日 完了：　○年10月31日　（73日間）
検査結果 ※	①　№5、№6+20の敷砂利厚の検査。 ②　幅員の測定（起点、中間、終点）。 ③　盛土勾配の検査。 ④　土捨、跡片付の検査。 ⑤　書類、工事写真検査。 ⑥　標柱の設置状況。 以上、検査の結果適正であるので合格と認める。
摘要	

※検査結果欄の検査内容については、検査復命書写し添付でも可。

（ 改 良－参 考 ）

○○年度作業路整備事業検査調書

事業区分	改　　良
路線名	△　△　△　△　線
施行場所	○ ○ 町 ○ ○ ○ 地内
延長 (箇所数)	820．5m 12ヶ所
契約年月日	○ 年 8 月 20 日
変更契約年月日	― 年 ― 月 ― 日
契約者住所氏名	愛知県北設楽郡設楽町田口字○○○○番地 矢豊建設株式会社
原契約金額	1，500，000円
変更契約金額	―　円
工期	着手：　○年8月20日 完了：　○年10月15日　（57日間）
検査結果 ※	① 幅員の測定。 ② 敷砂利厚の検査。 ③ 吹付工の状況。 ④ 書類、工事写真検査。 以上、検査の結果適正であるので合格と認める。
摘要	

※検査結果欄の検査内容については、検査復命書写し添付でも可。

作成参考例

○○年度（公財）豊川水源基金水源林対策事業助成金支払通知書

年　　月　　日

（受　領　者）　様

○○○森林組合長

○○年度公益財団法人豊川水源基金水源林対策事業助成金を○○年○○月○○日付けで（金融機関名称）の貴口座へ下記のとおり振り込みました。

この助成金は、豊川水系における治水と水資源の安定的確保に重要な役割を果たしている森林の保全のため、愛知県及び流域全市町村により設立された水源基金から交付されたものです。

記

事業名	事　業　地	苗木本数 面　　積	助　成　額	事務手数料	差引支払額

支払条件　①　５か年間事業地の形質を変更してはならない。
　　②　事業地を善良に管理しなければならない。

提出書類一覧表

Ⅰ　事業計画（森林整備・作業路整備）

要領	内　　容	規程集	手引き（本冊）	備　　考
第４	事業計画書	32頁		
	収支予算	33頁		
	内訳書			データにて配付済・任意様式
	（樹下植栽計画書）	35頁		複層林整備・天然林育成で該当する場合

(1)　　〃　　（作業路新設）

	作業路整備事業の実施箇所別計画	34頁		
	保育管理実施計画書	36頁	Ｐ15	
	設計図書　設計書	77～79頁		
	位置図			
	計画図	73～75-1頁	Ｐ16	
	線形図		Ｐ17	
	断面図			
	作業路標柱規格仕様書		Ｐ18	事業費に含む

(2)　　〃　　（作業路改良）

	作業路整備事業の実施箇所別計画	34頁		
	保育管理実施計画書	37頁	Ｐ20	
	設計図書　設計書	77～79頁		
	位置図			
	計画図	75-1･2頁	Ｐ21	
	断面図			
	理由書・写真			改良を必要とする理由等（任意様式）

Ⅱ　交付申請

要領	内　　容	規程集	手引き（本冊）	備　　考
第６	助成金交付申請書	40頁		
	実施計画	41頁		

Ⅲ　事前着手

要領	内　　容	規程集	手引き（本冊）	備　　考
第８	交付決定前着手申請書	43頁		

Ⅳ 実施計画の変更

要領	内　　容	規程集	手引き（本冊）	備　　考
第９	実施計画変更承認申請書	45頁		
	実施計画	41頁		規程集45頁　注：(1)参照
	実施計画変更の内容	46頁		
	変更審査表	64頁		事務所審査員による審査
	〈作業路関係〉			
	作業路整備事業の実施箇所別計画	34頁		
	設計図書　設計書			
	位置図			
	計画図			規程集45頁　注：(2)参照
	線形図			
	断面図			

Ⅴ 実績報告（森林整備・作業路整備）

要領	内　　容	規程集	手引き（本冊）	備　　考
第11	実績報告書	48頁	Ｐ22	
	別紙１　事業実績	49頁	Ｐ23	
	別紙２　収支精算	50頁		
	別紙３　実施箇所別実績	51～55頁	Ｐ24～26	

〃　（森林整備事業）

	事業検査書		Ｐ27	
	測量図			現地検査で確認（添付不要）
	写真			事業細目毎2箇所　間伐事業は留意事項Ｖ9による
	搬出間伐　精算書等			
	間伐推進事業 確定通知書（写）			
	交付確定検査書			県・書式による
	検査調書			

〃　（作業路新設）

	検査調書	56頁	Ｐ28	
	出来高設計書	77～79頁		
	線形図			
	断面図			
	契約書（写）			変更契約書（写）を含む
	写真			起点・中間点・終点の着手前・完了後

〃　（作業路改良）

	検査調書	56頁	Ｐ29	
	出来高設計書	77～79頁		
	契約書（写）			変更契約書(写)を含む
	写真			着手前・完了後の2枚以上 拡幅の場合は新設に準ずる

Ⅶ 助成金請求

要領	内　　容	規程集	手引き (本冊)	備　　考
第13	助成金(分割払)請求書	59頁		

Ⅷ その他

要領	内　　容	規程集	手引き (本冊)	備　　考
	助成金支払通知書		Ｐ30	実施者へ送付

事業見込(次年度事業見込)

要領	内　　容	規程集	手引き (本冊)	備　　考
第３	事業見込書	31頁		
	内訳書			データにて配付済・任意様式